認可変更及び確認変更必要書類一覧(特定地域型保育事業)

	変更事項 変更事項	【認可変更様式】 家庭的保育事業等認可申 請事項等変更届出書	認可変更必要書類 ※変更届と併せてご提出ください。	認可変更提出期限	【確認変更様式】 特定地域型保育事業者確 認変更申請書兼変更届	確認変更必要書類 ※変更届と併せてご提出ください。	確認変更提出期限	年12月 世田谷区子とも・右者部保育課 備考
施設に関する変更	1 名称	0	変更内容により必要書類が異なるため、別途お問い合わせください。	変更の日から一か月以内	0	変更内容により必要書類が異なるため、別途お問い合わせください。	変更の日から10日以内	
	2 所在地(住所)表示	0	1.区から発行される住居表示変更の通知	変更の日から一か月以内		1.区から発行される住居表示変更の通知 2.該当する施設類型の付表	変更の日から10日以内	
	土地・建物の規模構造及び使用区分(保育室、遊 3 戯室、乳児室、ほふく室等の設置位置等)並びに 屋外遊戯場の変更	0	1.建物・土地の状況(第8号様式) 2.変更前及び変更後の施設の配置図 3.変更前及び変更後の施設の建物の平面図 4.保育所内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図(非常口が 火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されて いることが分かるもの)	あらかじめ届け出が必要となります。	0	1.変更前及び変更後の施設の配置図 2.変更前及び変更後の施設の建物の平面図 3.保育所内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図(非常口が火 災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることが分かるもの) 4.該当する施設類型の付表	変更の日から10日以内	※変更を検討している場合は、検討段階で 事前にご連絡をお願いします。 ※変更内容により別途追加資料をご提出い ただく場合がございます。
	4 管理者	0	1.新管理者の履歴書及び保育士証の写し 2.管理者要件を充足することを証する書面(勤務証明等) 3.事業者の代表者が管理者を兼任する場合にあっては、兼任する業務の実 施体制を確認できる書類(該当する場合)	あらかじめ届け出が必要となります。	0	1.新管理者の履歴書及び保育士証の写し 2.管理者要件を充足することを証する書面(勤務証明等) 3.誓約書 4.該当する施設類型の付表 ※給付費等の振込口座名義に変更が生じる場合は、口座振込依頼書兼登録申 請書及び委任状(請求者名と振込口座名義が異なる場合)	変更の日から10日以内	
	5 定員又は年齢区分の変更 (合計定員数が増減しない場合を含む)	0	1.職員の構成(第 5 号様式) 2.運営規程 3.事業所等の利用に係る重要事項説明書	あらかじめ届け出が必要となります。	0	1.該当する施設類型の付表 2.建物の構造概要及び図面並びに設備の概要 (利用定員が増加する場合)	変更の日から10日以内 ※利用定員の減少をしようとする場合は、 その利用定員の減少の日の3か月前まで	※定員変更の希望がある場合は、毎年、定員変更希望調査を行っておりますので、区と相談の上、定員変更をお願いします。 ※年度途中の変更は原則認められません。
	6 運営規程	-	-	-	0	1.運営規程の写し(変更後)	変更の日から10日以内	※「世田谷区特定教育・保育施設及び特定 地域型保育事業の運営の基準等に関する条例」第20条に定める事項が網羅されてい ることが必要です。
	7 設置者の名称及び住所 (法人の場合は主たる事務 所の所在地)	0	1.印鑑証明書(事後提出) 2.事業所等の利用に係る重要事項説明書(変更ある場合)	あらかじめ届け出が必要となります。	0	_	変更の日から10日以内	
法人に関する	8 設置者の代表者	0	1.印鑑証明書(事後提出) 2.代表者の履歴書 3.児童福祉法第34条の15第3項の基準に関する誓約書(第2号様式) 4.事業者の代表者が管理者を兼任する場合にあっては、兼任する業務の実施体制を確認できる書類(該当する場合のみ) 5.事業所等の利用に係る重要事項説明書(変更ある場合) 6.社会的信望に関するチェックリスト(学校法人及び社会福祉法人以外の場合)	変更しようとする日の一か月前まで	0	1.代表者の履歴書 2.誓約書 3.運営規程の写し(変更ある場合) ※給付費等の振込口座名義に変更が生じる場合は、口座振込依頼書兼登録申 請書及び委任状(請求者名と振込口座名義が異なる場合)	変更の日から10日以内	
変更	9 役員	0	1.経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名(第10号様式) 2.経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の履歴書	あらかじめ届け出が必要となります。	0	1.誓約書 2.経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の履歴書	変更の日から10日以内	
	10 定款・寄附行為等及びその登記事項証明書又は条 例等(当該確認に係る事業に関するものに限る)	0	1.履歴事項全部証明書 2.定款、寄附行為その他の規約	変更の日から一か月以内	0	1.定款、寄附行為その他の規約	変更の日から10日以内	※登記事項証明書を除き、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、手続き不要です。
そ の 他	11 連携協力を行う特定教育・保育施設の名称	-	-	_	0	変更内容により必要書類が異なるため、別途お問い合わせください。	変更の日から10日以内	